

電子入札参加者に対する注意事項配付資料

《建設工事業者用》

- 1 電子入札に参加する方へ
- 2 ごぞんじですか？～営業所の専任技術者について～
- 3 入札に参加される方へ
- 4 平成29年4月1日から低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の算定方法が変わりました
- 5 県内業者の活用及び県内生産品の使用について
- 6 入札条件（中間前金払と部分払の選択）
公共工事に要する経費の前金払等取扱要領第7条第1項に規定
- 7 平成29年5月2日から電子入札システムに添付可能なファイルが変わりました
- 8 中間前金払の活用について
- 9 千葉県発注工事における社会保険等未加入対策の強化について
二次以下の下請対策はじまります！
- 10 千葉県発注工事における社会保険等未加入対策の推進について
入札結果公表時、予定価格に含まれる法定福利費を明記します！
- 11 入札関係書類の更なる電子化～電子入札システムの活用推進～
入札関係書類は、原則、電子入札システムにより提出するようお願いいたします！

平成30年4月

電子入札に参加する方へ

電子入札参加に当たって特に注意が必要な事項です。

1 無効となる入札

- ① 「工事費内訳書」等、添付すべき書類が添付されない場合
- ② 電子認証書（ICカード）を不正に使用した入札

※ 不正に使用した場合の例示

- ① 他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した場合
- ② 代表者又は利用者に関する情報が変更となっているにもかかわらず、変更前の代表者又は利用者のICカードを使用して入札に参加した場合
(この場合、入札参加資格者名簿の変更届も必要です。)

2 電子入札に参加することができないICカード

次の手続き中の旧カード（利用中止状態となります。）

- ① 有効期限切れ
- ② 情報変更（代表者・企業名称・所在地・カード取得者氏名・カード取得者住所）

ICカードの有効期限が切れる前に、新しいICカードへの更新（登録）作業を必ず行ってください。

注1）入札期間中（公告・指名通知日から落札決定まで）にカードの有効期限が切れる場合は、発注者にご連絡ください。

注2）ICカードの更新手続きについては、ICカードを購入した会社にお問い合わせください。

また、参加者の方は下記について必ずご確認ください。

ちば電子調達システム利用規約関係

「ちば電子調達システム利用規約」

「入札参加資格申請システム運用基準」

「電子入札システム運用基準」

「入札情報サービス運用基準」

<https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/webportalPublic/LPS1P20R.html>

千葉県の入札に関する規約関係

「電子入札のしおり」

<http://www.pref.chiba.lg.jp/kenfudou/nyuu-kei/kensetsukouji/kitei-tsuuchi/shiori/index.html>

電子入札参加に当たっての基本的なルール・操作方法・情報が掲載されています。

入札におけるトラブル時に必要となる情報であり、

特に「**入札が無効になった。**」という場合の原因として、ほとんどの方が上記を読まずに参加されていることが一番の原因となっていますので、十分ご注意ください。

ごぞんじですか？

※記載金額は全て税込

営業所の専任技術者は、現場に専任制の求められる工事現場（請負金額3,500万円（建築一式工事7,000万円）以上）の主任技術者（監理技術者）になることはできません。

☆専任技術者とは☆

建設業法上の営業所ごとに常勤して、もっぱら請負契約の適切な契約やその履行の確保のための業務に従事することを要する者のことです。

建設業許可申請書様式第八号「専任技術者証明書」により、許可申請時または変更があった場合に届け出ていただいています。（裏面「参考」参照）

原則的に、営業所に常勤（常にいること）の必要があるため、主任技術者・監理技術者にはなれません。

※例外として、次の①～④全てを満たす場合は主任技術者等になれます。

- ①現場に専任制が求められない工事
（3,500万円（建築一式工事7,000万円）未満）
- ②専任技術者の所属する営業所で契約を締結した工事
- ③専任技術者の職務ができる程度の近接した工事現場
- ④営業所と常時連絡が取れる状態

◎現場に専任制の求められる工事とは？◎

公共性のある重要な工事(※)で、工事1件の請負金額が3,500万円（建築一式7,000万円）以上の工事は元請、下請に関わらず主任技術者(監理技術者)は工事現場に専任する必要があります。

※公共性のある工事の例

- ・国・地方公共団体等が発注する工事
- ・鉄道・道路・上下水道・電気事業用施設等の公共工作物の工事
- ・学校・デパート・事務所等の多数の人が利用する施設の工事

つまり

個人住宅
を除くほと
んどの工事

！違反すると！

建設業法上の監督処分の対象になります。（指示処分、営業停止処分等）
また、建設業法処分に合わせて入札参加資格の指名停止措置を行います。

注意 ～現場代理人～

千葉県では契約後に主任技術者のほかに現場代理人を届け出ていただいています。金額に関わりなく現場代理人にも現場への常駐（現場に常にいること）を求めています。（千葉県の契約書で規定しています。）

ただし、千葉県では3,500万円未満の建設工事の場合、現場代理人の常駐義務の緩和を認められる場合があります。詳しくは、各発注機関にお問い合わせください。

発行：千葉県県土整備部建設・不動産課

裏面もご覧ください

入札に参加される方へ

千葉県の入札・契約締結を行うためには、下記の～の項目が全て一致していることが必須となります。

会社に関する項目（商号、代表職名、代表者名、所在地等）
千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿
ICカード（紙による入札書・見積書を含む）
契約関係書類（契約書、着工届、工程表、請求書等）

会社に関する項目に変更があった場合

千葉県への入札参加資格については、変更後ただちに、資格申請システムで変更届を作成し、必要な書類を添えて千葉県電子自治体共同運営協議会へ提出してください。

（変更するまでは入札・契約できない項目：「商号又は名称」、「主たる営業所の所在地」、「法人の代表者」、「職名」、「実印」、「使用印」、「指名通知等を受ける事務所に係る事項」及び「契約代理人に係る事項」（所在地、営業所名、営業所代表者職名、営業所代表者氏名）
また、電子入札に使用するICカードも使用できなくなります。
そのため、変更・再登録も忘れずに行ってください。

変更を行わずに、入札・契約を行うと

入札参加資格の「**指名停止措置等**」を受けることがあります。

変更手続の注意事項

「商号又は名称」、「主たる営業所の所在地」、「法人の代表者」の変更があった場合、**登記簿謄本に加え、下記の書類も添付書類として使用可能としております。** **変更時は迅速な申請をお願いいたします。**

株主総会（取締役会）の議事録の写し 等

入札参加資格者名簿に関する基本的な手続については、千葉県電子自治体共同運営協議会（043-441-5551）へ問い合わせてください。

建設工事等の入札に参加される方へ

平成29年4月1日から 低入札価格調査基準価格及び最低制限 価格の算定方法が変わりました

建設工事等のダンピング受注の防止及び公共工事の品質を確保する観点から導入している低入札価格調査制度及び最低制限価格制度について、以下のとおり見直しを行いました。

ア．見直しの内容

工事等の種別	調査基準価格及び最低制限価格の算定式														
すべての工事 及び製造	予定価格の70%の額（下限額）から 90%（上限額）の範囲内で、 下記～により算出した額の合計額に、 108%を乗じて得た額														
	<table><tr><td style="text-align: center;">（現行）</td><td style="text-align: center;">⇒</td><td style="text-align: center;">（変更後）</td></tr><tr><td><u>直接工事費の95%</u></td><td></td><td><u>直接工事費の97%</u></td></tr><tr><td>共通仮設費の90%</td><td></td><td>共通仮設費の90%</td></tr><tr><td>現場管理費の90%</td><td></td><td>現場管理費の90%</td></tr><tr><td>一般管理費等の55%</td><td></td><td>一般管理費等の55%</td></tr></table>	（現行）	⇒	（変更後）	<u>直接工事費の95%</u>		<u>直接工事費の97%</u>	共通仮設費の90%		共通仮設費の90%	現場管理費の90%		現場管理費の90%	一般管理費等の55%	
（現行）	⇒	（変更後）													
<u>直接工事費の95%</u>		<u>直接工事費の97%</u>													
共通仮設費の90%		共通仮設費の90%													
現場管理費の90%		現場管理費の90%													
一般管理費等の55%		一般管理費等の55%													

イ．実施時期

平成29年4月1日以降に公告又は指名通知を行う入札に適用します。

算定方法についての留意事項

(1) 『工事費の内訳からの算定』を行う。

直接工事費の100分の97の額(1円未満切り捨て)
共通仮設費の100分の90の額(1円未満切り捨て)
現場管理費の100分の90の額(1円未満切り捨て)
一般管理費等の100分の55の額(1円未満切り捨て)

各項目の合計金額を計算。

(2) 『低入札調査基準価格の範囲』を計算する。

〔上限額〕

予定価格(税抜)の90%(1円未満の端数を切り捨て)

〔下限額〕

予定価格(税抜)の70%(1円未満の端数を切り捨て)

(3) 『(1)の合計金額と(2)の価格の範囲を比較』を行う。

(1)の額が(2)の上限額と下限額の範囲内の場合は、(1)の額を適用し、千円未満の端数を切り捨てる。

(1)の額が(2)の上限額を超える場合は(2)の上限額を適用し、(1)の額が(2)の下限額に満たない場合は(2)の下限額を適用し、千円未満の端数を切り捨てる。

(4) 『低入札価格調査基準価格(税込)』の決定

(3)で算出した価格に108%を乗じたものを低入札価格調査基準価格とする。

(5) 『低入札価格調査基準価格(税抜)』の決定

(4)で算定した価格の108分の100で算出したものを入札書比較価格とする。

最低制限価格制度の場合は、「低入札価格調査基準価格」を「最低制限価格」と読み替えてください。

問い合わせ先

(発注機関)

千葉県県土整備部 課(または千葉県 事務所)

電話番号 - -

県発注工事 入札参加者の皆様へ

県発注工事施工上の留意事項

県内業者の活用及び

県内生産品の使用について

日頃、県公共事業に御理解、御協力いただきありがとうございます。

千葉県では、県発注工事を通じ地域の公共事業に携わる人材など、担い手の育成、確保をしていくことが災害時における対応を含む社会資本の適切な維持管理において極めて重要であり、このことが将来にわたる工事の品質確保、地域の健全な発展に寄与し続けると考えております。

これらの効果を最大限高めるため、県発注工事の施工にあたりましては、下記の事項に御留意いただきますようお願いいたします。

- (1) 下請業者を使用する場合には、県内に本店を有する者の中から選定するよう努めてください。**
- (2) 工事材料及び工事に伴う物品、役務の調達に当たっては、県内に本店を有する者の中から選定するよう努めてください。**
- (3) 調達する工事材料は、県内生産品とするよう努めてください。**

※ なお、この項目は、

建設工事請負契約書 約款 第6条の2 に規定されております。

入札条件

1 中間前金払と部分払の選択について

(1) 請負代金額が100万円以上の工事（債務負担行為に係る契約にあつては、いずれかの会計年度の出来高予定額が100万円以上の工事）については、中間前金払を請求できるので、この場合は、中間前金払と部分払のいずれかを選択するものとする。

なお、この選択については、落札決定後に届け出るものとし、その後において変更することができない。

(2) 債務負担行為に係る契約にあつては、いずれかの会計年度において出来高予定額が100万円以上であることにより、契約締結にあたり中間前金払を請求する旨の届出を行っている工事であっても、当該基準を満たさない会計年度については、中間前金払は行わないものとする。

2 中間前金払の請求

(1) 中間前金払に係る認定の請求は、当該契約に係る工期の2分の1（債務負担行為に係る契約にあつては、当該会計年度の工事実施期間の2分の1）を経過し、かつ、工程表により工期の2分の1（債務負担行為に係る契約にあつては、当該会計年度の工事実施期間の2分の1）を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われ、既に行われた当該工事の係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1（債務負担行為に係る契約にあつては、当該会計年度の出来高予定額の2分の1）以上の額に相当するものである場合に行うものとする。

(2) 契約締結にあたり、部分払を請求する旨の届出を行っている場合には、中間前払金の支払を請求することはできない。

3 部分払の請求

契約締結にあたり、中間前金払を請求する旨の届出を行っている場合には、部分払（債務負担行為に係る契約にあつては、各会計年度末における部分払を除く。）を請求することはできない。

平成29年5月2日から電子入札システムに添付可能なファイルが変わりました

平成29年5月2日から、電子入札システムで提出可能な添付ファイルの種類が、以下のとおりとなりました。

サポート対象外のファイルを添付した場合、提出したファイルが発注者に届かない場合やファイルの内容が変わってしまう可能性がありますので、工事費内訳書を提出する際は、特にご注意ください。

電子入札システムに添付可能なファイル

番号	ファイルの種類	拡張子
1	Word	doc, docx
2	Excel	xls, xlt, xlsx, xltx, xlsx
3	PowerPoint	ppt, pptx
4	Adobe PDF	pdf
5	テキスト	txt, csv, xml
6	リッチテキスト	rtf
7	画像ファイル	jpg, jpeg, gif, png, bmp, tif
8	圧縮ファイル	zip <small>zip ファイル以外の圧縮ファイルは提出できません</small>

ファイルには、パスワードを付けないこと。

！ 禁止事項！

次のような場合は、提出できたように見えても、途中でエラーとなり、発注者に届かない、又は、ファイルの内容が変わる可能性があります。絶対に行わないでください。

- ・ファイルにプログラム（Excel マクロ等）が含まれている。
計算式や関数は含まれていても問題ありません。
- ・圧縮ファイル(zip)の中に、上記の表1～7以外のファイルが含まれている。
- ・ファイル名の変更により、拡張子を添付可能なファイルの拡張子に書き換えた。
- ・ファイルにパスワードが付いている。

電子入札システムにより提出する書類

- ・一般競争入札参加資格確認申請におけるシステム添付書
- ・一般競争入札（事後審査型）参加資格確認申請書
- ・工事費内訳書

取扱いが変更となった理由

マイナンバー制度の施行に当たり、総務省から地方公共団体に対し、情報セキュリティ対策の抜本的強化を図ることとされました。

これを受け、ちば電子調達システムでは、インターネットを通して提出される添付ファイルについて無害化 を行ったうえで受け付けることとなりました。

無害化を行えるファイルには制限があるため、上記の提出可能な添付ファイル以外は、システムによる提出はできなくなります。

無害化・・・ウイルス等を取り除いて再構成すること。

お問い合わせ

千葉県県土整備部建設・不動産課 043 - 223 - 3113

中間前金払の活用について

千葉県県土整備部建設・不動産業課

～ 当該工事の資金繰り改善、経営基盤強化にご活用ください ～

中間前金払制度は、工事着工時に支出される請負金額の4割の前払金に加えて、**工事の中間段階で、請負金額の2割を追加請求できる制度**です。

竣工代金を受領するまでの工事費の立替負担の軽減に役立ち、資金繰りの緩和が見込まれるため、有用な資金調達の一つです。

千葉県では建設企業の資金繰りの改善、受発注者双方の事務省力化に資する制度として、平成11年10月より運用していますので、是非ご活用ください。

1. 制度のメリット

(1) 確認検査が簡便

部分払に比べ手続きが簡単になっており、**原則として現地確認検査は不要、代わりに書類審査（「工事履行報告書」「工程表」「全景写真」）による認定請求が必要**です。

(2) 工期後半の資金需要に対応

完成払を待たず、資金需要が旺盛になる工期半ばに必要資金を調達出来ます。但し、前払金の一部であるため、**保証事業会社の保証が必要**となります。

2. 制度利用の前提

(1) 対象工事

請負代金額が100万円以上であること。

契約締結時に「中間前金払」が選択されていること。

(2) 支払要件

認定請求は、以下 ～ の要件を充たしていることが条件となります。

工期の2分の1を経過していること。

工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1以上の額に相当するものであること。

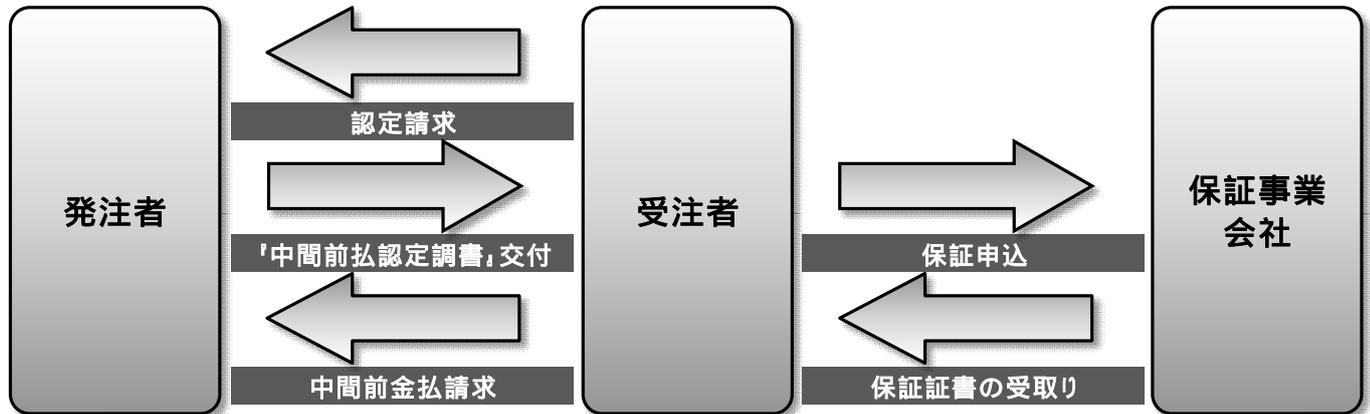
すでに前払金が支払済であること。

3. 請求手続きの流れ

(1) 請負契約締結時

「中間前金払と部分払いの選択に係る届出書」を提出する際、「中間前金払」を選択する。
(注意：工事の施工途中で部分払いから中間前金払への変更は、原則できません)

(2) 工事の中間段階（中間前金の請求）



認定請求

監督職員へ認定請求（以下書類提出）を行います。

- (ア) 「認定請求書」 (千葉県 ホームページ()より入手)
- (イ) 「工事履行報告書」 (" ")
- (ウ) 「工程表」
- (エ) 「全景写真」

() <http://www.pref.chiba.lg.jp/kenfudou/nyuu-kei/kensetsukouji/kitei-tsuuchi/seido/>

『中間前金払認定調書』の交付

「中間前払認定調書」の交付を受けます。

保証申込

保証事業会社に「中間前払金保証」を申込みます。

なお、申込の際は、交付した「中間前払認定調書」が必要になります。

保証証書の受取り

保証事業会社から「中間前払金保証証書」を受け取ります。

中間前払金請求

監督職員に「請求書 + 中間前払金保証(証書)」を提出し、中間前払金を請求します。

中間前金払手続きの詳細については、千葉県の各発注機関及び東日本建設業保証(株)千葉支店（電話：043-241-6101）にお問い合わせください。

元請業者の皆様へ

～千葉県発注工事における社会保険等未加入対策の強化について～

二次以下の下請対策はじまります！

千葉県が発注する建設工事においては、これまで元請業者や下請業者に対する社会保険等未加入対策を進めてきました。

この度、社会保険等の更なる加入促進を図るため、取組強化を実施することとします。

これまでの一次下請業者に加え、二次以下も含めたすべての下請業者についても、社会保険等加入業者に限定することとします。（契約約款が変わります）

二次以下の下請業者が直ちに工事の施工から排除されることのないよう、猶予期間を設けた上で、元請業者に対し、当該下請業者への加入指導を行うことを求めます。

平成30年6月1日以降に入札公告又は指名通知する全ての工事から適用します。

【加入確認方法】

- 施工体制台帳等により下請業者の社会保険等加入状況を確認します。
- 二次以下の下請業者において社会保険等未加入業者があった場合には、受注者に対し、30日の猶予期間内での加入指導を求めます。
- 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン(国土交通省)」を踏まえ、下請業者の社会保険等加入状況の確認に当たっては、必要に応じ、保険料の領収済通知書等関係資料のコピーを提示させるなど、真正性の確保に向けた措置を講ずるよう努めてください。

詳しくは、千葉県ホームページでご確認ください。

URL : <http://www.pref.chiba.lg.jp/kenfudou/syaho/syahotaisaku.html>

社会保険等未加入対策を通じて、

技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保
法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築
を図っていきたいと考えておりますので、御協力をお願いします。



千葉県マスコットキャラクター

チーバくん

千葉県県土整備部

建設・不動産課 契約・審査班

電話：043-223-3116

建設業者の皆様へ

～千葉県発注工事における社会保険等未加入対策の推進について～

入札結果公表時、予定価格に含まれる法定福利費を明記します！

千葉県が発注する建設工事においては、これまで元請業者や下請業者に対する社会保険等未加入対策を進めてきました。社会保険等とは、健康保険、厚生年金保険、雇用保険を指します。

このたび、元請業者と下請業者における請負契約の一層の適正化に資するよう、県発注工事の入札結果の公表の際、予定価格に含まれている社会保険料等の法定福利費概算額を併せて表示することとします。

予定価格に占める法定福利費概算額について

工事名： 工事

発注機関： 事務所

開札日時：平成 年 月 日 時 分

予定価格 100,000,000円

予定価格に含まれる法定福利費概算額 4,000,000円

予定価格に含まれる法定福利費概算額は、法定福利費のうち事業主負担額の概算額である。

当概算額は、あくまで現場管理費及び直接工事費に含まれる法定福利費について、本件工事に係る官積算上の予定価格の額に、工種別の「予定価格に占める法定福利費の平均割合」を乗じて算出したものであり、実際に事業主が負担する額は労働者の雇用形態、施工地域等に応じて決定される。

平成30年4月1日以降に入札結果の公表を行う工事から適用します。

入札情報サービスの入札結果画面の添付ファイルをご覧ください。

社会保険等未加入対策を通じて、

技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保

法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築の推進のため、建設業者の皆様の一層の御協力をお願いします。



千葉県マスコットキャラクター

チーバくん

千葉県県土整備部

建設・不動産課 契約・審査班

電話：043-223-3116

建設工事等の入札参加者の皆様へ

入札関係書類の更なる電子化～電子入札システムの活用推進～

入札関係書類は、原則、電子入札システムにより提出するようお願いします！

千葉県が発注する建設工事等の入札手続きにおいては、入札関係書類の提出について電子入札システムを活用してきましたが、大部分の書類は書面による直接持参を求めてきました。

受発注者双方の事務の効率化・費用軽減が期待されるとともに、入札参加者同士や入札参加者と発注者との不必要な接触の機会を減らすことで、不正行為の防止を図るため、入札参加者から提出される申請書等については、原則、電子入札システムにより提出していただくこととなりました。

対象案件 電子入札システムにより入札を実施する全ての県発注工事等

実施時期 平成30年6月1日以降に入札公告又は指名通知をする工事等から適用します。

手続きの流れや電子入札システムの操作方法については、以下をご確認ください。

➤ 一般競争入札/簡易公募型指名競争入札のしおり（千葉県ホームページ）

ホーム > 県政情報・統計 > 入札・契約 > 建設工事等 > 各種規程・通知(建設工事等) > 入札のしおり関係(建設工事等)

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfudou/nyuu-kei/kensetsukouji/kitei-tsuuchi/shiori/index.html>

➤ 電子入札システム操作マニュアル（ちば電子調達システムホームページ）

ちば電子調達システム > 電子入札用マニュアル（ICカード設定含む） > 2．システム操作マニュアル

<https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/webportalPublic/LPS1P30R.html>



千葉県マスコットキャラクター

チーバくん

千葉県県土整備部

建設・不動産課 契約・審査班

電話：043-223-3116